

理解度チェック（解答・解説）
（令和8年度動物検疫所実務講習会）

問1～8は輸入畜産物、問9・10は輸出畜産物に関する問題です。
なお、問題文中の法とは、家畜伝染病予防法のことを指します。

問1	次のア～エの括弧内に当てはまる語句の組合せとして、正しいものを1つ選んでください。 海外から畜産物等を介して（ ア ）の伝染性疾病的病原体が侵入することを防止するため、法第36条で輸入ができないものを（ イ ）、法第37条で検査の対象となるものを（ ウ ）と定めており、これらを合わせて（ エ ）という。 ① ア.家畜 イ.指定禁止物 ウ.指定検疫物 エ.指定禁止物等 ② ア.人 イ.指定検疫物 ウ.指定禁止物 エ.要検査物 ③ ア.人 イ.指定禁止物 ウ.指定検疫物 エ.要検査物 ④ ア.家畜 イ.輸入停止品 ウ.指定禁止物 エ.指定禁止物等
	正解：①（正答率89%） 法の問題です。講習会資料P22及びP27を御参照ください。
問2	法第36条において、輸入ができないものとして定められているものを1つ選んでください。 ① 中国からの豚の毛 ② ベトナムからの豚肉 ③ 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準で加熱処理をされた旨の政府機関発行検査証明書が添付された韓国からの豚肉 ④ 家畜の伝染性疾病的発生地域からの指定外基準に該当するレトルト食品
	正解：②（正答率41%） 解説：講習会資料P25、P34～37を御参照ください。 ①農林水産大臣の指定する指定禁止物に毛は含まれていません。 ③農林水産大臣の指定する指定禁止物から除かれることが告示で規定されています。 ④指定禁止物由来のものであっても、製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病を拡散するおそれがないことが明らかなものとして指定外基準に該当するものは、指定禁止物由来のものであっても指定外となります。
問3	検査証明書について、誤っているものを1つ選んでください。 ① 家畜衛生条件には、検査証明書の記載事項が規定されている。 ② 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準で加熱処理をされたものは、検査証明書の添付は不要である。 ③ 指定検疫物ではない要検査物でも、家畜の飼料用の第2リン酸カルシウムなどは検査証明書の添付が必要である。 ④ 検査証明書が添付されていても、家畜の伝染性疾病的が発生した場合には輸入が認められないことがある。
	正解：②（正答率76%） 解説：農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準で加熱処理をされた旨を記載した輸出国政府機関発行の検査証明書の添付が必要です。講習会資料P25を御参照ください。
問4	指定検疫物を輸入する際に添付する検査証明書の取扱いについて、正しいものを1つ選んでください ① 動物検疫所から登録されていない申請者でも、綺麗にカラーコピーをしたものであれば、「写し」として動物検疫所に提出できる。 ② 検査証明書に記載されているべき内容がなかったため、輸入者に確認して申請者が正しい内容を追記した。 ③ 輸入検疫証明書交付後に、厚生労働省の検査で検査証明書の差し替えとなったが、動物検疫所の検査は終了しているため、連絡は不要である。 ④ 厚生労働省にも原本の提出が必要なため、動物検疫所にて原本照合を行った。
	正解：④（正答率73%） 解説：①「写し」は副本のことを指し、解像度の高いカラーコピーであっても「写し」としては取扱いません。詳細は、講習会資料P43～44をご確認ください。 ②検査証明書に手を加えることは偽造にあたるため、絶対に行わないでください。 ③動物検疫所に提出した検査証明書が有効ではなくなりますので、動物検疫所にも御連絡ください。

問 5	指定検疫物を輸入する際の検査証明書の取扱いについて、本年7月1日に変更がありました。新たな検査証明書の取扱いについて、誤っているものを1つ選んでください。 ① 一定の要件を満たした場合、検査証明書原本をPDF化したもの(電子ファイル)の提出により動物検疫手続きを行うことができる。 ② 一定の要件を満たした申請者には、動物検疫所より登録番号が付与される。 ③ 検査証明書を電子ファイルで提出する場合は、申請時に登録番号と食品等輸入届出書の届出受付番号が分かるように申請する。 ④ 一度登録番号が付与された申請者については、それ以降動物検疫所に継続的に確認されることはない。 正解：④ (正答率82%) 解説：登録番号が付与された申請者に対しても、動物検疫所が検査証明書の取扱いが適切であるか継続的に確認します。なお、登録申請者における検査証明書の取扱いが不適切と判断した場合には、登録を取消す場合があります。講習会資料P43を御参照ください。
問 6	次のア～エの括弧内に当てはまる語句の組合せとして、正しいものを1つ選んでください。 缶詰など(ア)からみて、動物検疫所のウェブサイトで公表されている(イ)に該当するものは、「監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの(指定外)」として、指定禁止物等から除外される。除外されるものは、原則申請(ウ)であるが、指定外基準に該当する物であっても申請が(エ)な物もある。 ① ア.製造工程や加工状況 イ.指定外基準 ウ.必要 エ.不要 ② ア.製造工程や加工状況 イ.指定外基準 ウ.不要 エ.必要 ③ ア.原材料 イ.食品衛生法の加工食品 ウ.不要 エ.必要 ④ ア.原材料 イ.食品衛生法の加工食品 ウ.必要 エ.不要 正解：② (正答率88%) 解説：本年7月1日に定められた、指定外基準に関する問題です。講習会資料P34～38を御参照ください。
問 7	本年7月1日に新たに設けられた指定外基準の基本的な考え方に関する説明として、誤っているものを1つ選んでください。 ① 指定外基準とは、指定禁止物や指定検疫物に由来する物のうち、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなものの基準をいう ② 指定外基準に該当する物に、指定禁止物や指定検疫物を追加した物は、指定禁止物等になる。 ③ 監視伝染病の病原体を含む物又は監視伝染病の病原体に汚染されているおそれがある物は、家畜防疫官が検査を行う。 ④ 分類や基準に該当する物であっても、具体的な例示に該当する物がない場合は、指定禁止物等として取り扱う。 正解：④ (正答率48%) 解説：具体的な例示に該当がない物でも、指定外基準に該当するものは指定検疫物等以外のものとして扱います。一方で、指定外基準にて、「分類」又は「具体例」に該当する種類の物であっても、「基準」に該当しない物については、指定禁止物等として取り扱います。 輸入する物が「分類」や「具体例」に該当した場合も、「基準」に該当するかの確認を徹底するようにお願いします。講習会資料P35～38を御参照ください。 判断に迷う場合は、輸入に先立ち成分表や製造工程表を添えて輸入予定の空海港管轄の動物検疫所の確認を受けてください。
問 8	講習会実施時点において、指定検疫物のうちコンテナヤードで輸入検査を行えるものを1つ選んでください。該当するものがない場合には、該当なしを選んでください。 ① 米国からの鶏肉 ② 農林水産大臣指定の加熱処理施設で加熱した中国からの豚肉 ③ オーストラリアからのナチュラルチーズ(HSコード:0406の指定検疫物) ④ 該当なし 正解：③ (正答率35%) 解説：乳製品はコンテナ検査が可能です。講習会資料P47を御参照ください。
問 9	畜産物を輸出する時には、まず輸出先国の受入条件等を確認する必要があります。確認する内容として、誤っているものを1つ選んでください。誤っているものがない場合は「該当なし」を選んでください。 ① 輸出検査が必要な物か ② 輸出が停止されている物ではないか ③ 輸出先国と我が国の間に二国間条件の締結はあるか ④ 個別の条件を調べる必要はあるか ⑤ 該当なし 正解：⑤ (正答率90%) 解説：①～④は全て正しいため、「該当なし」が正解です。講習会資料P60～65を御参照ください。

問10	輸出畜産物の検査に関する説明として、誤っているものを1つ選んでください。 誤っているものがない場合は「該当なし」を選んでください。 ① 現地調査を受けている施設からの製品は現物検査が省略される。 ② 梱包や表示で同一規格品であることが確認できるものについては、サンプル品で輸出検査を受けることができる。 ③ 輸出先国に検査証明書の添付が不要と確認できれば、野生動物由来の肉製品も輸出検査を受ける必要はない。 ④ 相手国が検査証明書の添付を求めた、反復輸出の国内流通製品は抜き打ちで現物検査が実施となる ⑤ 該当なし
	正解：③ （正答率62%） 解説：野生動物由来の畜産物は、農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するものになりますので、輸出検査を受けなければなりません。講習会資料P61を御参照ください。